

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和8年3月4日

世田谷区

1 業務委託の概要

(1) 件名

(仮称) 世田谷区風景づくり計画の子ども向け冊子作成に係るデザイン編集等業務委託

(2) 事業目的

「世田谷区風景づくり計画」は、景観法第8条に基づく景観計画として策定し、平成20年4月より運用を始め、平成27年4月には、区民の風景づくり活動の充実を図り、届出制度の活用による地域特性に合わせたよりきめ細かな風景づくりを進めるため大幅に改定し、令和7年3月には10年としている計画期間が満了することから、新たな「基本計画」など上位計画との整合性を図るとともに社会情勢の変化に対応するように改定作業を進め、令和8年4月から運用を開始する。

本業務では、子ども(児童・生徒)に「風景、風景づくりとは何か」、「風景づくりの計画があること」、「計画に基づき取組みを進めていること」を知ってもらい、風景に興味を持ってもらうことを目的とし、改定した「世田谷区風景づくり計画」をもとに、子ども向け冊子を作成する。

子ども向け冊子の作成に当たり、冊子全体のレイアウト・デザイン編集及び冊子に使用するイラストなどの作成、子どもを対象としたワークショップを実施する。

(3) 履行期間

契約の日から令和9年3月19日まで

2 業務委託の内容

本プロポーザルに関する委託業務の内容は、以下のとおりとする。

(1) 冊子作成に係るデザインの検討、編集、作成業務

①対象学年の想定

小学校中学年以上を想定。

②冊子編集・版下データ作成

世田谷区風景づくり計画の内容を踏まえ、冊子の原稿を作成する。冊子のデザイン検討・編集に際しては、①の対象学年の子どもをはじめ、多様な読者に配慮し、「やさしい日本語」や「色のユニバーサルデザイン」などを踏まえ作成する。

・印刷用版下データの作成(区へ納品するデータは、a i(拡張子)ファイル、区で編集可能なデータ形式で納品すること。)

・区ホームページ掲載用ファイルの作成(P D F(拡張子)を想定)

③冊子の構成

冊子の構成は、A4サイズ程度、フルカラー、20ページ程度とする。

なお、構成は以下の1)、2)の項目を想定しているが、初めに冊子全体のデザインの企画・提案を行う。受託者は、区に対しデザインの方向性を示すラフ案を提示し、協議の上、冊子全体のデザインコンセプトを決定する。

1) 「風景」「風景づくり」「世田谷区の風景」を説明する部分

内容は、表紙、裏表紙、風景及び風景づくり、区の風景づくりの理念等について、イラストや写真を用いながら説明する。

2) 区の見組みを説明する部分

見組み内容について、イラストや写真を用いながら、説明する。

④冊子内の文章について

冊子内で使用する文章は、世田谷区風景づくり計画の内容をもとに、受託者が案を作成し区に提示し、協議の上、決定する。

(2) イラストの作成業務

イラストの枚数、内容は、以下を想定しているが、その詳細は、区と受託者との協議により決定する。

なお、イラストは、冊子全体のデザインコンセプトを踏まえて作成する。

① 「風景」「風景づくり」「世田谷区の風景」を説明する部分 (計10枚程度)

② 区の見組みを説明する部分 (計10枚程度)

なお、使用する写真については、世田谷区風景づくり計画に掲載している写真、区で所有している写真を中心に、区から提供するものとする。

(3) 子どもを対象としたワークショップの開催

子ども(小学校中学年以上)を対象とした編集に係るワークショップの開催・運営を行う。(20名程度 1回)

ワークショップの内容については、受託者が区に対し提案し、協議の上決定するものとする。

(4) 成果品

データは、電子媒体(DVD-R等)で提出すること。

電子媒体の納品に際しては、最新のウイルス対策ソフトによるチェックを行い、使用したソフトウェア名及びウイルスチェックを行った日付を電子媒体の表面に明記し納品すること。

① 子ども向け冊子の電子データ :一式

編集可能な状態のデータのほか、テキストをアウトライン化した編集可能なai(拡張子)ファイル等及びPDF(拡張子)形式を標準とする。

② 業務で作成したイラストの原画及びスキャン等の画像電子データ:一式

3 提案限度額

¥4,423,971-(税込み)

4 プロポーザルに参加できる者の資格

参加表明書提出時において、次に掲げる要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税、市町村民税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続き開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
- (6) 本業務と同種又は類似の業務を行った実績を有すること。
※同種業務とは、子どもを対象とした都市計画・街づくりに関する冊子・パンフレット等の作成・編集業務をいう。
※類似業務とは、子どもを対象とした冊子・パンフレット等の作成・編集業務又は、都市計画・街づくりに関する冊子・パンフレット等の作成・編集業務をいう。
- (7) (仮称)世田谷区風景づくり計画の子ども向け冊子作成に係るデザイン編集等業務委託プロポーザル業者選定委員会構成員が主宰、役員、顧問及び所属している団体でないこと。

5 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明書では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には、提案書の提出者に選定されなかった旨を通知する。

6 提案書を特定するための審査（書類審査）の審査項目

- ・企業実績
- ・予定担当者実績
- ・特定テーマに対する提案
- ・業務実施体制
- ・資料作成能力

7 手続等

(1) 担当部署

世田谷区 都市整備政策部 都市デザイン課 担当 二見、杉山、和田
〒158-0094 世田谷区玉川1-20-1（二子玉川分庁舎2階A棟28番窓口）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年3月4日（水）から3月19日（木）まで

場所及び方法：

①上記（1）にて窓口配布

土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで

②区のホームページへの掲載

世田谷区トップページ → 検索メニュー → 区政情報 →
契約・入札情報 → 発注情報 → 現在実施中のプロポーザル情報 →
住まい・街づくり・環境 に掲載

(3) 参加表明書の提出期限、提出方法及び提出先

提出期限：令和8年3月19日（木）17時まで（必着）

提出方法：持参又は郵送（締切日必着。持参は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで。郵送の未着事故については、区はその責を負わない。）

提出先：上記（1）に同じ

(4) 提案書の提出期限、提出方法及び提出先

提出期限：令和8年4月24日（金）17時まで（必着）

提出方法：電子申請サービス、持参又は郵送

※電子申請サービスURLは、招請通知内にてお知らせする。

（締切日必着。持参は、土・日曜、祝日を除く8時30分から17時まで。郵送の未着事故については、区はその責を負わない。）

提出先：上記（1）に同じ

8 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 審査の結果、評価合計点が第一順位の提案者を委託先の第一候補者として選定した上で、令和8年度の委託業務内容の詳細及び仕様について協議を行い、区及び第一候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

なお、第一候補者と合意に至らなかった場合には、第二候補者と協議を行い、区及び第二候補者双方の合意に基づき契約を締結する。

(6) 本プロポーザルは、受託候補者の選定を目的とし、区は選定された候補者の提案書の内容に拘束されない。

(7) 区は、この案件に参加する意思を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(8) 参加表明書、提案書の作成、提出等、本プロポーザルに要する全ての費用は、提出者の負担とする。

(9) 参加表明書、提案書、提出した書類に虚偽の記載をした提案者、若しくは審査の公平性を損なう行為を行った提案者は、失格とする。

(10) 提出された参加表明書及び提案書は返還しないが、区は、提出者の許可なく、公表、転載、引用することはできない。

(11) 企画提案書の提出後は、原則として企画提案書に記載された予定技術者の変更は認めない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合に

は、同等以上の経験と実績を有する技術者であることを示し、発注者の了承を得なければならぬ。

- (12) 本件に関して、区から受領した資料等は、区の許可なく、公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 本業務の成果品のうち、2(1)で作成した「冊子の版下データに係る著作権」(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、区に移転するものとし、本規定に関わらず、受託者が本成果品を利用することを認める。
- (14) 本業務の成果品のうち、2(2)で作成した「個々のイラストに係る著作権」(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。)は、受託者に帰属するものとし、受託者は区に対し、無償で利用することを許諾するものとする。
- (15) 受託者及び再受託者は、成果品について著作者人格権を行使しない。
- (16) (仮称)世田谷区風景づくり計画の子ども向け冊子作成に係るデザイン編集等業務委託プロポーザル業者選定委員会の構成員は、次のとおり。

委員長 都市整備政策部長 佐々木 康史

委員 都市整備政策部 都市デザイン課長 渡邊 徹

都市整備政策部 都市計画課長 一坪 博

子ども・若者部 児童課長 渡邊 祐士

※上記の委員は公告時点のものである。人事異動等により、委員の変更があった場合、区は、本プロポーザルにかかる利害関係の有無について、変更後の委員からの聞き取り等により確認する。仮に利害関係があることが判明した場合は、当該委員を速やかに交代又は審査から除外するものとする。

- (17) 詳細は説明書による。